

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第58号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条防災危機管理室の款に次の1号を加える。

(12) 危機管理センターに関すること。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)